

1

計画の目標

男女共同参画社会の実現
～人権が尊重され、誰もが活躍できる埼玉へ～

2

計画を推進するための基本的な視点

計画の目標である男女共同参画社会の実現に向けて、計画を推進するための4つの基本的な視点を設定します。

(1) あらゆる分野で男女の人権を尊重する

配偶者等からの暴力(DV)や、性犯罪・性暴力、セクシュアル・ハラスメント*などの女性に対する暴力は重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の形成を阻害する重要な課題となっています。

この背景には、人々の意識や行動、習慣などにある、社会的・文化的に形成された性別(ジェンダー*)による固定的性別役割分担意識や、女性に対する差別や偏見などがあります。女性に対する暴力が根絶され、尊厳をもって一人一人が生きることができるよう、あらゆる分野で男女の人権を尊重していきます。

(2) 男女共同参画・女性活躍を推進し、多様性に富んだ活力ある社会をつくる

性別にかかわらず、自らの意思に基づき、その個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野へ参画することは、多様性に富んだ活力ある社会をつくる上で不可欠となっています。

男女共同参画・女性活躍を分野横断的な価値として推進し、少子高齢化が急速に進む人口減少社会においても、多様な一人一人の能力が発揮されることを通じ、持続可能な社会の実現へつなげていきます。

(3) 男女が共に家庭・仕事・地域において調和のとれた生活を築く

本県には、女性の労働力率*が出産・子育て期に大きく低下する、いわゆるM字カーブの底が深いという特徴があり、就業の継続や復職がしやすい環境の整備が求められます。一方、男性においても働き方を見直し、家庭生活や地域活動への参画により仕事以外の活動の場や役割を持つことは、生涯にわたる豊かな人生につながります。

男女が相互に協力し、社会的支援を受けながら、より良いパートナーシップを築き、家庭や仕事、地域において調和の取れた生活の実現を図っていきます。

(4) SDGsの実現をはじめ国際社会の取組の推進に貢献する

持続可能な開発目標（SDGs）とは、平成 27 年（2015 年）の国連サミットにおいて加盟国（193 か国）の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に掲げられた、誰一人取り残すことのない持続可能な世界を令和 12 年（2030 年）までに実現するための国際目標です。

本県でも SDGs を部局横断的に全庁が一丸となって施策を展開するとともに、県民や企業など民間主体も巻き込みワンチームで「埼玉版 SDGs」を推進しています。

同アジェンダでは、前文において「すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントを達成することを目指す」とうたっています。ゴール 5 として「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う」を掲げるとともに「ジェンダー平等の実現と女性・女児のエンパワーメントは、すべての目標とターゲットにおける進展において死活的に重要な貢献をするものである」としています。

本県の男女共同参画の推進に当たっても、条例の基本理念である「国際的協力」に沿って、国際的な連携や協力の下に、SDGs・ゴール 5「ジェンダー平等の実現」をはじめ、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約* や国連の動向を踏まえながら、男女共同参画に係る施策を推進していきます。

3 条例の基本理念と計画の基本目標

条例の6つの基本理念に基づき、計画の目標である「男女共同参画社会の実現」に向け、「4つの目指す姿」と「10の基本目標」を設定しました。

計画を推進するための4つの基本的な視点も合わせ、次のとおり整理しました。

条例の基本理念

- 1 男女の人権の尊重
- 2 社会における制度や慣行についての配慮
- 3 政策や方針の立案及び決定への共同参画
- 4 家庭生活における活動と社会生活における活動の両立
- 5 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利*の尊重
- 6 国際的協力

目指す姿

I あらゆる分野における男女共同参画

II 経済社会における女性活躍の拡大

III 誰もが安全・安心に暮らせる社会

IV 男女共同参画社会の実現に向けた基盤が整う

計画の基本目標

I-1 政策や方針の立案及び決定への女性の参画拡大
I-2 家庭と地域活動への男性の参画拡大

II-1 働く場における女性活躍の推進
II-2 男女ともに働きやすい職場環境づくり

III-1 女性に対するあらゆる暴力の根絶
III-2 生活上の様々な困難への支援と多様性の尊重
III-3 生涯を通じた男女の健康支援
III-4 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

IV-1 固定的性別役割分担意識や偏見の解消
IV-2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

男女共同参画の推進

計画を推進するための基本的な視点

- 1 あらゆる分野で男女の人権を尊重する
- 2 男女共同参画・女性活躍を推進し、多様性に富んだ活力ある社会をつくる
- 3 男女が共に家庭・仕事・地域において調和のとれた生活を築く
- 4 SDGsの実現をはじめ国際社会の取組の推進に貢献する

計画の目標

男女共同参画社会の実現

～人権が尊重され、誰もが活躍できる埼玉へ～

男女共同参画社会の実現
 ～人権が尊重され、誰もが活躍できる埼玉へ～

計画の基本的な視点

- 1 あらゆる分野で男女の人権を尊重する
- 2 男女共同参画・女性活躍を推進し、多様性に富んだ活力ある社会をつくる

目指す姿

基本目標

I あらゆる分野における
男女共同参画

I-1 政策や方針の立案及び
決定への女性の参画拡大

I-2 家庭と地域活動への
男性の参画拡大

II 経済社会における
女性活躍の拡大

II-1 働く場における
女性活躍の推進

II-2 男女ともに働きやすい
職場環境づくり

III 誰もが安全・安心に
暮らせる社会

III-1 女性に対するあらゆる
暴力の根絶

III-2 生活上の様々な困難への
支援と多様性の尊重

III-3 生涯を通じた男女の
健康支援

III-4 男女共同参画の視点に
立った防災対策の推進

VI 男女共同参画社会の
実現に向けた基盤が整う

IV-1 固定的性別役割分担意識や
偏見の解消

IV-2 男女共同参画の視点に
立った教育・学習の充実

- 3 男女が共に家庭・仕事・地域において調和のとれた生活を築く
- 4 SDGsの実現をはじめ国際社会の取組の推進に貢献する

施策の基本的な方向

- (1) 県における政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- (2) 市町村、事業所・各種団体における政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- (3) 積極的格差是正措置の具体化の促進
- (4) 女性の人材発掘・育成・活躍の促進

- (1) 男性の家庭・子育て・介護・地域活動への参画の促進
- (2) 家庭と仕事・地域活動の両立の促進
- (3) 子育ての社会的支援
- (4) 介護の社会的支援

- (1) 女性の就業・復職・起業支援
- (2) 女性の就業継続・キャリア形成支援
- (3) 女性活躍に関する情報発信

- (1) 多様な働き方の推進
- (2) 男女の均等な雇用機会と待遇の確保の促進及び各種ハラスメントの防止
- (3) 様々な就業形態における就業環境の整備

- (1) 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり
- (2) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援の推進
- (3) 性犯罪・性暴力への対策の推進
- (4) 子供、若年層に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進
- (5) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進
- (6) ストーカー行為などへの対策の推進
- (7) 人身取引対策の推進
- (8) 売買春への対策の推進

- (1) 生活上の様々な困難を抱えた女性などの自立支援
- (2) 高齢者がいきいきと活躍し、安心して生活できる支援
- (3) 障害者、外国人、LGBTQなどの特別な配慮を必要とする人への支援
- (4) 男女共同参画に関する国際理解、国際交流・国際協力の推進

- (1) 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利に基づく取組の促進
- (2) 生涯にわたる男女の健康の包括的な支援
- (3) 健康をおびやかす問題についての対策の推進
- (4) 男女共同参画の視点に立った自殺対策の推進
- (5) 医療分野における女性の参画拡大
- (6) スポーツ分野における男女共同参画の促進

- (1) 防災・災害復興時における意思決定過程への女性の参画拡大
- (2) 防災訓練や自主防災組織などにおける男女共同参画の推進
- (3) 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の充実

- (1) 固定的性別役割分担意識の解消に向けた広報・啓発活動の推進
- (2) 男女共同参画に関する法制度や救済制度の活用能力の向上及び相談・情報提供による支援
- (3) 男女共同参画の視点を取り込んだ企画立案及び実施の推進
- (4) メディアにおける男女の人権、とりわけ女性の人権を尊重する自主的な取組への働きかけ
- (5) 男女の人権、とりわけ女性の人権を侵害する情報に対する県民意識の醸成
- (6) 人権を侵害するような性・暴力表現を扱ったメディアからの青少年などの保護

- (1) 男女共同参画の視点に立った男女平等教育の推進
- (2) 男女共同参画の視点に立った家庭教育の促進
- (3) 男女共同参画を推進し多様な選択を可能とする学習の推進

5

計画の推進指標

目指す姿Ⅰ あらゆる分野における男女共同参画

基本目標Ⅰ-1 政策や方針の立案及び決定への女性の参画拡大

No	推進指標	関係部局	現状値	目標値	指標の定義・説明	目標値の根拠
1	審議会などの委員に占める女性の割合	県民生活部	39.2% (令和2年度)	42.0% (令和8年度)	県の各種審議会など（法律又は条例により設置されている附属機関及び法律により設置されている委員会・委員）における女性委員の割合。 女性の政策・方針決定への参画度を示す指標であることから、この指標を選定。	国の「第5次男女共同参画基本計画」において、令和7年までに女性委員の割合を40%以上60%以下にすることを目指していることを踏まえ、目標値を設定。
2	委員に占める女性の比率が40～60%の審議会などの割合	県民生活部	56.1% (令和2年度)	75.0% (令和8年度)	県の各種審議会などにおける女性委員の比率が40～60%の審議会などの割合。 女性の政策・方針決定への参画度を示す指標であり、また、より適正な女性の割合を示していることから、この指標を選定。	県の審議会などの委員は男女の人数をできる限り均衡させることが望ましく、40%以上60%以下となる審議会等を全体の4分の3に増やすことを目指して、目標値を設定。

基本目標Ⅰ-2 家庭と地域活動への男性の参画拡大

No	推進指標	関係部局	現状値	目標値	指標の定義・説明	目標値の根拠
3	男性県職員の育児休業取得率	総務部	38.5% (令和2年度)	50.0% (令和7年度)	妻が出産した男性県職員のうち、育児休業を取得した男性県職員の割合。 女性に比べ、男性の育児休業の取得率は官民ともに低いことから、まずは、率先垂範で、男性県職員の育児休業取得を進める必要があることから、この指標を選定。	埼玉県特定事業主行動計画策定時における実績値（令和元年度25.9%）を踏まえ、国の第5次男女共同参画基本計画（令和7年度までに30%）を上回る目標値を設定。
4	地域社会活動に参加している県民の割合	県民生活部	34.2% (令和2年度)	41.5% (令和8年度)	県政世論調査で「過去1年間に地域社会活動（自治会、PTAなどによる地域活動及びNPO、ボランティアなど）に参加したことがある」と回答した県民の割合。 地域コミュニティ活動が活性化し、活力ある地域づくりが進んでいることを示す数値であることから、この指標を選定。	過去最高値（平成26年度41.5%）まで回復させることを目指し、目標値を設定。
5	保育所待機児童数	福祉部	388人 (令和3年4月1日)	0人 (令和9年4月1日)	保育の必要性の認定を受け、保育所等の利用の申込みがされているが、利用できていない人数（特定の保育所等への希望や育児休業延長の意思の確認ができた者などを除く）。 利用申込みをした人が全て利用できるようにすることを旨とし、この指標を選定。	計画期間中は常に待機児童がない状態を目指し、目標値を設定。

目指す姿Ⅱ 経済社会における女性活躍の拡大

基本目標Ⅰ-2 家庭と地域活動への男性の参画拡大

No	推進指標	関係部局	現状値	目標値	指標の定義・説明	目標値の根拠
6	女性（30～39歳、40～49歳）の就業率	産業労働部	30～39歳 71.6% 40～49歳 76.3% (令和2年)	30～39歳 75.1% 40～49歳 79.2% (令和8年)	女性（30～39歳、40～49歳）に占める就業者の割合。 子育て期から子育て後に復職するまでの女性の就業状況を示す数値であることから、この指標を選定。 ※ 現状値及び目標値は、総務省統計局「労働力調査」の調査票情報を独自集計し推計値を算出。 労働力調査は、都道府県別の標本設計がされていないことから、推計値の誤差が大きくなる可能性があり、幅を持って捉える必要がある。	令和元年の全国平均（30～39歳；75.1%、40～49歳；79.2%）の水準まで引き上げることを目指し、目標値を設定。

基本目標Ⅱ-2 男女ともに働きやすい職場環境づくり

No	推進指標	関係部局	現状値	目標値	指標の定義・説明	目標値の根拠
7	多様な働き方実践企業の認定数	産業労働部	延べ3,356社 (令和2年度)	延べ4,250社 (令和6年度)	仕事と家庭の両立を支援するため、テレワークや短時間勤務など、多様な働き方を実践している企業等を県が認定した数。 「育児や介護と仕事を両立している従業員がいる、男性従業員の育児休業等の取得実績がある、働き方改革を進めている」などが認定項目となっており、男女が共に働きやすい職場環境づくりを推進している企業数値であることから、この指標を選定。	「第2期埼玉県まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、令和6年度までに延べ4,250社にすることを目指していることを踏まえ、目標値を設定。

目指す姿Ⅲ 誰もが安全・安心に暮らせる社会

基本目標 Ⅲ-1 女性に対するあらゆる暴力の根絶

No	推進指標	関係部局	現状値	目標値	指標の定義・説明	目標値の根拠
8	配偶者暴力相談支援センター設置市町村数	県民生活部	20市 (令和2年度)	30市 (令和8年度)	「配偶者暴力相談支援センター」を設置している市町村数。 被害者の支援に必要な体制であることから、この指標を選定。	人口10万人以上の市に重点的に働きかけることを目指し、目標値を設定。
9	女性の安全・安心ネットワーク参加団体数	県民生活部	31団体 (令和2年度)	100団体 (令和6年度)	県内の行政・企業・大学等が相互に連携・協力して女性を狙った性犯罪等の撲滅を目指す官学民によるネットワークへの参加団体数。 女性を狙った性犯罪防止を目的としていることから、この指標を選定。	協定事業者、県内大学等を対象に働きかけをすることにより、ネットワークの100団体参加を目指し、目標値を設定。

基本目標 Ⅲ-2 生活上の様々な困難への支援と多様性の尊重

No	推進指標	関係部局	現状値	目標値	指標の定義・説明	目標値の根拠
10	人権啓発事業の参加者数	県民生活部	180,000人 (令和4年度～令和8年度の累計)		人権尊重社会をめざす県民運動の各種事業や市町村・企業向け講師派遣研修会などへの参加者数の累計。 より多くの人の人権意識を高めるためには、人権について知る・学ぶ機会となる人権啓発事業への参加者数を増加させることが重要であることから、この指標を選定。	人権啓発事業の参加者数について、過去5年間(平成28年度～令和2年度)の最高値(27,214人)を上回る30,000人から、令和4年度以降更に毎年度2,000人ずつ増加させることを目指し、目標値を設定。

基本目標 Ⅲ-3 生涯を通じた男女の健康支援

No	推進指標	関係部局	現状値	目標値	指標の定義・説明	目標値の根拠
11	健康寿命	保健医療部	男性 17.73年 女性 20.58年 (令和元年)	男性 18.50年 女性 21.28年 (令和8年)	65歳に到達した人が健康で自立した生活を送ることができる期間(要介護2以上になるまでの期間)。 健康長寿は寿命を延ばすとともに、健康で自立した生活ができるようにすることが目的であること、継続的に客観的評価が可能な数値であることから、この指標を選定。	各年の変動を踏まえ、長期的な視点から過去10年間(平成22年～令和元年)の実績値の伸び(年平均 男0.11年 女0.10年)を踏まえ、目標値を設定。

基本目標 Ⅲ-4 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

No	推進指標	関係部局	現状値	目標値	指標の定義・説明	目標値の根拠
12	自主防災組織の組織率	危機管理防災部	91.4% (令和元年度)	96.0% (令和8年度)	全世帯数に対する「自主防災組織が組織されている地域の世帯数」の割合。 地域の防災力向上の要となる自主防災組織の設立や活動の際に、女性の視点を盛り込むよう促しており、組織率の増加は男女共同参画の視点に立った防災対策の推進にも資するものであるため、この指標を選定。	令和元年度における組織率の全国上位10県の平均値(96.2%)に相当する組織率を目指し、目標値を設定。

目指す姿Ⅳ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤が整う

基本目標 Ⅳ-1 固定的性別役割分担意識や偏見の解消

No	推進指標	関係部局	現状値	目標値	指標の定義・説明	目標値の根拠
13	固定的な性別役割分担に同感しない人(全体)の割合	県民生活部	62.8% (令和2年度)	70.0% (令和7年度)	「男性は仕事、女性は家庭」という固定的な考え方に同感しない人の割合。 固定的性別役割分担意識の解消を目的としていることから、この指標を選定。	施策推進による伸びを見込み、7割以上を目指し、目標値を設定。

基本目標 Ⅳ-2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

No	推進指標	関係部局	現状値	目標値	指標の定義・説明	目標値の根拠
14	新しい「人権感覚育成プログラム」を活用できる教員を育成した学校の割合	教育局	49.3% (令和2年度)	100% (令和5年度)	小・中・高等学校教員のうち、新しい「人権感覚育成プログラム(平成30年度版)」を活用できる教員を育成する人権感覚育成指導者研修等に参加し、授業等で実践できる教員が2人以上となった学校の割合。 学校における人権教育の指導方法の充実を図り、児童生徒の豊かな人権感覚を育むため、この指標を選定。	新しい「人権感覚育成プログラム(平成30年度版)」を活用した参加体験型の学習を実践することが児童生徒の「豊かな人権感覚」の育成につながることから、小・中・高等学校において各学校2人以上の指導者を育成することを目指し、目標値を設定。